

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度第9回津有区地域協議会

## 2 報告事項（公開・非公開の別）

### (1) 諮問事項の意思決定について（公開）

- ・ふじづかこどもの家の廃止について
- ・ファームセンターの使用料の変更について
- ・上越総合運動公園テニスコートの利用料金上限額の変更について

### (2) 第5次上越市行政改革推進計画等、各種計画の策定について（公開）

### (3) 施設使用料の減免基準の見直しについて（公開）

## 3 開催日時

平成27年3月26日（木）午後6時30分から午後8時05分

## 4 開催場所

ファームセンター 1階 農事研修室

## 5 傍聴人の数

なし

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：太田晃、菅野敦司、手嶋千恵子、服部香代子、平岡一夫、古川三男  
牧繪雄一郎、牧野嶋剛、町田敏章、丸山美和子、丸山百合子（欠席4人）
- ・事務局：中部まちづくりセンター 北島センター長、恩田係長、小林主事
- ・行政改革推進課：新保係長、竹下係長
- ・財政課：高橋課長

## 8 発言の内容

### 1 開 会

#### 【小林主事】

定刻になりましたので、平成26年度第9回津有区地域協議会を開催いたします。  
本日の出席人員は11名です。小川委員、草間委員、丸山彰委員、横田委員からは欠

席との連絡を頂いております。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。

## 2 挨拶

### 【小林主事】

はじめに、町田会長からご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 【町田会長】

お疲れ様です。本日は年度末の忙しい中、皆さんご苦労様です。本日の会議につきましては、報告事項のみでございますけれども、その関係につきまして、担当課からご説明をいただき、その後で意見交換をしていきたいと思っております。つきましては、協議会で理解しながら認識を深めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、説明に来ていただきました担当課の方々にはお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

### 【小林主事】

ありがとうございました。それでは、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長から議長を務めていただきます。町田会長、よろしくお願いいたします。

### 【町田会長】

分かりました。それでは、これから議事進行を務めさせていただきますけれども、皆さんのご協力によりまして、スムーズに進めて参りたいと思っております。予定としては、午後8時10分から15分くらいには、この会議を閉じたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

議事録の確認について、本日は名簿順によりまして、丸山百合子委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 3 報告事項

### (1) 諮問事項の意思決定について

### 【町田会長】

それでは早速でございますけれども、(1) 報告事項の意思決定についてということで、市からの意思決定がありました。この件につきまして、関係の資料のNo.1～3に

基づき、事務局からご説明をいただきたいと思います。

【北島センター長】

— 資料No.1～3に基づき説明 —

【町田会長】

ありがとうございました。それでは、今ほど事務局から説明がありましたとおりでございますけれども、この件につきまして、何か意見等がございましたら、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

この件については、前回と前々回の協議会で審議しまして、「適当である」と答申させていただきましたので、それでよいと思います。

ただ、1つ確認させてください。これが確定した段階では、どのような格好で地域の皆さんに伝達をする予定でしょうか。

【北島センター長】

津有区では、「地域協議会だよりの速報版」を発行していますので、今程ご説明しました「諮問事項の意思決定」についても、速報版で地域の皆さんへお伝えする予定です。

【町田会長】

はい、分かりました。ありがとうございました。

それでは、この件については終わりにさせていただきます。

(2) 第5次上越市行政改革推進計画等、各種計画の策定について

【町田会長】

それでは次に、(2)第5次上越市行政改革推進計画等、各種計画の策定について、それともう1点、(3)施設使用料の減免基準の見直しについてということで、この2点につきまして担当課であります行政改革推進課と財政課から報告をして頂きまして、その後、質疑応答を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【行政改革推進課：竹下係長】

本日は年度末のお忙しい時期にお時間をいただきまして、ありがとうございます。私は行政改革推進課の竹下と申します。同じく、新保と一緒に伺いをさせていただいております。また、財政課のほうから高橋課長が出席をさせていただいております。

— 「事務事業の総点検の結果公表について」資料に基づき説明 —

【行政改革推進課：新保係長】

— 「上越市公の施設の再配置計画について」資料に基づき説明 —

【財政課：高橋課長】

— 「上越市第2次財政計画の概要について」資料に基づき説明 —

【町田会長】

ありがとうございました。ボリュームがあつて、我々も1回聞いただけでは分からない部分もありますので、ピントの外れた質問等が出るかもしれませんが、対応していただきますよう、よろしくお願いします。

まず、私から確認させていただきたいのは、前々からこのような行政改革関係の説明をしていただけていますが、これは制度的に地域協議会に説明しなくてはいけないというような決まりがあるのですか。

【行政改革推進課：竹下係長】

それは、ございません。

【町田会長】

ないのですね。それでは、この説明を受けて、地域協議会としては、どのような行動をしなくてはいけないというようなこともないわけですよ。

【行政改革推進課：竹下係長】

はい。

【町田会長】

それから、この関係について市議会にはどういう格好で提示されているんでしょうか。

【行政改革推進課：竹下係長】

行政改革推進計画ですとか、財政計画もそうなのですが、行政改革調査対策特別委員会や総務常任委員会で報告等をさせていただいております。

総合計画だけは議会への提出が必要となって参りますが、このような行政改革計画ですとか財政計画は、皆さん方に先程ご説明させていただいた前段で、2月の末の委員会へ説明をさせていただいております。

【町田会長】

そうですか。分かりました。ありがとうございました。それでは、皆さんから質問等がございましたら、発言をお願いしたいと思います。

【牧野嶋副会長】

財政調整基金の取り崩しを行う事によって、穴埋めをするという内容だったと思うのですが、最低額として25億円をキープするということですね。これは、災害時の持ち出し分ということで、以前土石流とかがありましたよね。そのような時に、この資金を流用しているのですか。

【財政課：高橋課長】

そのとおりです。この25億円の根拠というのは、災害の備えのためでございます。具体的に申し上げますと、除雪費の関係がメインになるかと思えます。

実は、平成23年度は大雪でした。その時に、予算の増額をさせていただいたのですが、その予算を増額するときの財源として、この貯金を取り崩すという事をさせていただいたのですが、その時の額が23億円でした。ですので、その目安としては、23億円というのが過去最大の金額だったものですから、その程度がマックスだろうということで、25億円というふうに設定させていただいているところでございます。

【町田会長】

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

【牧繪委員】

今程の説明の上の表なのですが、普通交付税交付額の推移なのですが、平成32年度までは240億円を見込めるということですが、その後はどんな感じになるのでしょうか。

【財政課：高橋課長】

先程少し触れさせていただいたのですが、合併の特例の措置というのがございまして、割増がされるということなのですが、最初の10年間はそのまま割り増しがされるのですけれども、11年目から15年目まで、10パーセント、30パーセント、50パーセントということで、徐々にその割増の額が減って行きます。ですので、3ページの上のグラフも見ていただくと、階段状に減っていくのが見てとれると思うのですが、そこで最後合併15年目ですので、当市の場合は平成32年度というのが割り増しが落ち切った状況になります。ですので、33年度以降は、これ以上落ちようがないというのですか、割り増しがもうゼロになっているので、他の条件が同じであれば、水平に移動するというか、この表の32年度と同じ様な状況が、33年度以降ずっと続くというふうに見ていただければよろしいかなと思います。

細かい事を言いますと、交付税というのは、配分される際に人口の要素というのが

多くなっておりまして、人口が多ければ多い程、配分が実は多くなるんですね。国勢調査があった翌年から新しい人口のデータを使うということになるので、平成32年度というのは実は国勢調査の年なのです。ですので、33年度というのは新しい人口データに基づいて計算されるので、おそらくこの240億円というのは、それだけを捉えると下がるはずですが、この下の197億円も下がるので、同じ様にちょっと下がって、また5年間同じくらいで、交付されるという事です。イメージ的には、そういうような状況です。ですので、人口の要件ですとか、そうしたものを一切除外して、全く同じ条件だとすると、この240億円と197億円の関係というのは、ずっとこのまま続くということになります。

**【牧繪委員】**

はい、ありがとうございます。

**【町田会長】**

今程のお話でいくと、平成32年度に国勢調査があって、人口などというのが変わる可能性があるというお話でしたよね。そうすると、この第2次財政計画というのは、平成34年までの8年間に設定しているのですよね。その関係と、先程のお話の中では、4年後くらいには見直さなくてはいけないというようなことも言われましたよね。

**【財政課：高橋課長】**

はい。

**【町田会長】**

そちらとの絡みというのは、どういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。というのは、簡単に言えば、今の話であれば、平成32年度までの第2次財政計画でよいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

**【財政課：高橋課長】**

そうですね、この交付税のグラフは、落ち切る所が大事なポイントかと思って途中で切ったような表になっています。実は平成34年度までの財政計画にした理由というのは、第6次総合計画というのを作りました。それは、27年度以降、8年間の今後のまちづくりの指針になる計画でございます。その政策を財源的に下支えする計画というのが、財政計画ですので、総合計画の年度に合わせて8年間とさせていただいたところなんです。

**【町田会長】**

分かりました。

**【財政課：高橋課長】**

ただし、そうは言っても、冒頭申し上げたとおり、28年度以降、いくら交付税が沢山いただけるようになったとしても、財源不足を解消するには至らない状況なので、すね。ですので、このまま行くと、ずっと財源不足のまま変わらない。そうなると貯金も、もう39億円しかないので、最低限キープしなければならない25億円を引くと、あと14億円しか使えないという話になるんですね。

そうなると多分ですけど、35年度は何とかなるんですよ。きっと14億円あれば。ですけど、36年度以降は、全くもう貯金も崩せない状況になってしまうので、そうなると、どこかで貯金に頼らなくても歳入と歳出のバランスがとれた予算を組まなければならない時期が来るんですね。それを、私見ですけど4年後と言ったのは、その行政改革の計画というのが、平成30年度迄だからです。

**【町田会長】**

そうですね。

**【財政課：高橋課長】**

なので、31年度以降に、きっと見直しが必要になって来るんだろうなと思ったので、最低限4年後にはもう1回もう一段、行革の取組みを評価するのか、或いはその時に歳入が、思ったよりももっといっぱい来ましたと、なのでこれ以上あんまり歳出をいじめなくても、よさそうだとということになるかもしれませんので、その時にもう一度見直しをすればよいのかなというふうに思っております。

**【町田会長】**

他に皆さん、いかがでしょうか。

要するに、何れにせよ「少子化」なり「高齢化」が進む中、要するに収入が入って来ないけども、出る部分は多くなるということで、市の行政が上手く回っていかないというように理解すればよいのだというように思うのですが、そうした時に当然、サービスの低下のような事がありますよね。行政改革する中で、その点も強化されて来てはいるのだと思うのですが、何か聞いているといかにもその何ですか収入がなくなってくるので、何か切り詰めるだけのことをやっていかななくてはいけないと感じています。その辺の行政サービスのような所がどんな感じになっているかというイメージが湧いて来ないのですが、その辺はどんな感じなのでしょう。

**【財政課：高橋課長】**

そうですね、様々な取組はやっております。例えば、そのサービスの低下という事から言えば、先程のお話にもあったように、例えばこちらの建物の休館日を増やすという事は、そういった意味では行政サービスの低下にはなるわけですね。そういう部分から始まって、例えば補助金とか交付金の見直しもさせていただいております。公の施設に限っていえば、会館時間の見直しとか、冬期間は休館しますよとか、そういったものだけではなく廃止しますとか、そういった意味では相当な、今回手を入れさせていただいたのかなというふうに思っております。

それで、繰り返しになりますけれども、交付税の見直しというのが非常に大きな要因ではあるんですけれども、それ以外にも行政サービスの見直しというの、やはりやっていかないと、なかなかその収支を改善するということには、どうしても繋がらないということになると思います。

それから、行政サービスの低下の一方で、先程少し触れましたけど、家計にご負担をおかけするというようなことも、どうしても避けられないということがございまして。例えば、顕著な例で申し上げますと、下水道の使用料の値上げです。こちら、今年の10月1日から値上げをお願いしたいということで、今準備を進めさせていただいております。そういった、家計にご負担をおかけするというようなことも、併せて行って、ようやくこのような収支状況だということでございます。

**【町田会長】**

ありがとうございました。他の委員の方はいかがでしょうか。

また何か分からないことが出てくれば、ご指導いただきたいと思いますので、この件については、この辺で閉めさせてもらってもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

**【行政改革推進課：竹下係長】**

今後も、皆さん方のご意見をお聞かせいただきながら、このような計画に反映させていただきます。共にやはり市民の皆さん方と一緒に進めていかなければいけない計画ですので、そういった意味合いで、今後もしっかり丁寧にご説明させていただきます。

**(3) 施設使用料の減免基準の見直しについて**

**【町田会長】**



それでは(3) 施設使用料の減免基準の見直しにつきましてということで、この関係につきまして、行政改革推進課から10分程度で説明いただきまして、後は質疑にさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

【行政改革推進課：新保係長】

— 資料No.4に基づき説明 —

【町田会長】

ありがとうございました。今の説明につきまして、質問、意見等がございましたら、発言をお願いします。

【牧野嶋副会長】

減免率に関しては、私も興味の深いところです。見直していくのは賛成だと思います。以前、小学校や中学校のPTAの「市P連」という団体で、減免率を変更された時に、市P連から陳情書というのを上げて、それを削除してもらった経歴があります。要はPTAの親睦のための、野球大会とかそういった催しの開催を、小学校のグラウンドを使って行うとか、そういったものに関しては、減免対象から外してくるという方向性があるのかもしれないですけども、少子化で子どもが減っていますよね。そういった中で、学校施設とかそういったものに関しては、ただ学校で子どもを教えようというよりも、地域のコミュニティの場所として、かなり重要な位置を占めていると思っています。

それで、小学校の体育館等の場所を地域住民が、地域の敬老会等で使用する場合も、全部減免から外すというのであれば、地域住民からは不満はありますね。だから、その見極めというものを、早い段階で、市議会に上げる前に、住民に公開していただきたいです。つまり、住民に早い段階で知られるような工夫をしていただきたいという要望であります。

【行政改革推進課：新保係長】

「早目に情報提供を…」という部分から、お答えさせていただきたいと思います。今の段階では、方針がまとまったところでございますが、実は今度その考え方を踏まえて、それぞれの施設をどういった基準でやっていこうかというのを、今後市役所の中で、また整理をかけていきたいと思っています。

ただ、この10月という形で、1つ目指して行くのですが、当然直前になってから皆さんにご周知させてもらう形ですと、非常に具合が悪い部分もあるかと思っています。

そういった中では、今回のこの地域協議会だけではなくて、また別の機会に、こういった方向になって来るといったものを、説明させていただく必要があると考えているところがございます。

そしてもう一つ、ご意見をいただきました小中学校のPTAの連絡協議会、市P連の関係です。そういった団体等の利用につきましては、この懇談会の中でも色々な意見が出ております。減免を受け入れる団体が例えば、普通の会議で減免を受けるのは良いですけど、会議が終わった後に、情報交換会をやるということで飲み会をやるといったものについて減免は駄目だと。そういった部分も含めてでございます。そういった中では、本当に減免をすべき必要がある活動、そういったものを整理する必要があると考えているところがございます。

そして、もう1つお話いただいたのは、地域の施設をそれぞれ地域の人が使う、そういった部分まで減免を外すのは如何なものかというお話でございます。検討の中で話が出ているのは、公民館などです。地域の皆さんの活動エリアの中で特に密着な施設です。例えば、集会施設とかいろいろ管理運営にご協力いただいている施設があります。そういった部分については、地域の皆さんからご協力をいただいている中で、そういった使用料を減免、お金が掛からないようにするという方法もあるのではないかと考えております。

全ての施設で減免を受けられるというかたちではなくて、減免をされる施設と、されない施設と、施設によって分けたほうがよいのではないかとこの考え方もございます。例えばリージョンプラザとか、総合体育館みたいな施設については、特定の団体は減免されるけれど、普通に利用される時は減免されない。ただ、地域のすぐ近くのコミュニティ施設を使うということであれば、地域の団体であれば減免されるとか、そういった形で一定の配慮をさせていただきたいと考えております。地域の皆さんからご協力いただいている部分は、また別にそういった配慮を行う必要があってもよいのではないかとこのような意見が出ているところです。そういった部分、実際にそれぞれの施設の種類によって、どういう形がよいのかというのを、これから詰めて市民の皆さんに早目に提案といいますか、報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【牧野嶋副会長】**

はい。

**【町田会長】**

他の委員の皆さんいかがでしょうか。

これは要するに、減免対象の基準を変えることによって、サービスが向上する部分と、反対にサービスが落ちてしまう部分とがあるのでしょうか、その辺の所のバランスというか、減免することによって使い難くなるのか、減免することによって使いやすくなるのか、その辺はどんな感じでしょうか。

**【行政改革推進課：新保係長】**

お金だけでいけば、例えば今、子どもたちが使われる部分は一通り無料になっている部分もございますので、今度そこで普通に遊ぶ部分は、例えば減免100パーセントになっていないといった部分になってくると、それは先程、財政課長から説明させてもらったとおり、お金が掛かれば第1面ではサービス低下というのは、1つ考え方としてはあるのかもしれませんが。ただ、この減免基準を見直すことによって、一定の効果が期待できるかと考えております。それは先程申し上げた、施設をどんどん予約してしまって、直前にキャンセルしてしまう。そういった部分が今度は防げるということです。そういう状況の施設でございますと、1週間ないし2週間前迄にキャンセルすると、当然その施設を使う迄に1週間2週間しているうちに、また申し込み出来るんですよ。ただ、100パーセント減免される方は、直前、前の日にキャンセルするという行為が今度なくなりますので、施設を利用出来る可能性というのが、広がって来るのだろうというふうに思っております。

**【町田会長】**

そうなのですね。

**【行政改革推進課：新保係長】**

そういった意味では、この基準を見直すことによって、お金という部分と、実際の施設の運用関係といった部分で、それぞれ少しずつ変わった部分もあるかと思うのですが、その施設を使うに当たって、本来負担すべき人がちゃんと負担をすると、適切に管理されているといった状況になってくると考えております。

**【町田会長】**

だから、お金を取ることによって公平に使ってもらえるという部分は出てきます。当然、自分だけ先がけ専有するようなことはできなくなる話ですから。それは当然よいと思います。そういうキャンセルするというような事例としては多かったですか。

**【行政改革推進課：新保係長】**

市で直接管理している施設もございますし、市の体育協会に指定管理者制度という形で委託している施設もあります。実は指定管理者のほうから、「最近そういった事例がどんどん増えて来ている」と話がありました。結局、今の話の繰り返しになってしまいますが、どれだけ何か月前から押さえていてもお金は掛からないです。それを覚えてしまうと、どんどんやってしまうということで、使い勝手が悪くなっています。

もう1つは、無料になればなるほど、これはモラルの部分になってしまいますが、「無料だから適当に使ってもよい」とか「丁寧に扱わんでよい」と考えるようで、非常に施設の使い方が乱暴になってきている部分があるそうです。例えば、当然お金を払う施設であれば、「自分たちの施設だから」、「お金を払って使っているのだから」という心理で、丁寧に扱っている部分はあるかと思うんですが、最近は減免が100パーセントになってから、非常に施設の使い方のモラルが悪くなった、といった大きい変化があったという部分では、施設管理者から話を聞いております。

**【町田会長】**

分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今お話を聞くと、整理された後で当然、こういう施設についてはどうだとかというような、また細かなもう少し具体的な話が聞ける時期があるのだと思いますので、特別ここで質問をしたいという方がいらっしゃれば、質問していただきたいと思いますが、もしなければ、この件につきまして終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

— 賛同の反応 —

**【町田会長】**

ということで、この2件の報告につきまして、担当課の方々からご丁寧に説明していただきましたので、どうもありがとうございました。また何かありましたらよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

— 行政改革推進課、財政課、退席 —

**4 その他**

**【町田会長】**

次第4 その他に移ります。今回の会議の速報版は、事務局で作成していただきまして、4月15日号の上越広報と併せまして回覧していただくようにして、委員の皆さま

んのところに4月12日迄に配布しますので、町内会長さんへ届けていただきますようお願いいたします。

それから、次の「地域活動支援事業」の関係ですが、前回会議でお話したように、地域活動支援事業の応募期間が4月1日から4月30日と決まりました。その後ヒアリングをする格好になりますが、そのヒアリングの日として前回の会議でもお話ししたように5月19日（火）午後6時から提案していただいた方に対するヒアリングを実施します。会場は津有分館の大会議室ということでやります。案件の多い場合は、20日も予備日として、協議会というふうに記憶しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、皆さんのほうから何かお話があれば、出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

もしなければ、事務局から資料No.5に基づきまして確認をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

#### 【小林主事】

— 資料No.5に基づき説明 —

#### 【町田会長】

ありがとうございました。今程の地域活動支援事業につきまして、採択関係のスケジュールを説明していただきましたけど、皆さん理解していただいたということでよろしいでしょうか。

— 賛同の反応 —

#### 5 閉会

#### 【町田会長】

それでは、本日の会議は終了したいと思います。ありがとうございました。

#### 9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-5111 (内線 1449、1547)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

#### 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。